

災害予防対策

第1章

災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

市及び防災関係機関は、いわゆるオープンスペースを活用しながら連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」（大阪府建築都市部）を活用するものとする。

また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。

第1 防災空間の整備

避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園、緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場などの都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1 都市公園等の整備

都市公園や緑地は、都市に潤いを与え、市民に憩いの場を提供するなど良好な都市環境を形成する上で重要な役割を果たすとともに、災害時における延焼防止空間や避難場所として防災上重要な役割を担っている。このため、災害に強いまちを支える基幹的な防災空間として、公園、緑地の充実化を重視し、「高石市みどりの基本計画（平成13年12月策定）」に基づく体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修（当時））、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にする。

(1) 都市公園の現況

平成17年4月1日現在、53箇所、48.14haの都市公園を開設しており、市民一人当たりの都市公園面積は7.88㎡である。

資料11「公的空地一覧表」 （資料P.資18）

(2) 都市公園の整備目標

地域的なバランスに配慮しながら、当面、市民一人当たりの都市公園面積を10㎡とすることを目標に整備を促進する。

(3) 広域避難地の機能を有する都市公園の整備

広域的な避難の用に供する概ね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね面積10ha以上となるものを含む。）の整備に努める。

(4) 一次避難地の機能を有する都市公園の整備

近隣の住民が一時的に避難の用に供する概ね面積1ha以上の都市公園の整備に努める。

(5) 災害応急対策施設の設置

避難地又は避難路における災害応急対策に必要な施設（耐震性貯水槽、屋外子局等の放送施設、避難所案内表示板及び災害時用臨時ヘリポート等）を設置する。

2 道路の整備

市は、道路の災害時における重要性、機能上の問題を考慮し必要な整備を行う。

(1) 現況

区分	路線数	延長(m)	舗装率(%)
国道	1	1,645	100
府道	7	12,807	100
市道	492	93,772	99.8
1ブロック	11	7,490	100
2ブロック	154	28,214	99.7
3ブロック	220	42,481	100
4ブロック	107	15,587	99.7

(2) 整備目標

市は、地域緊急交通路として位置づける道路を優先し以下により整備を推進する。

ア 主要防災道路の整備

災害時の応急対策活動を実施するうえで重要となる地域緊急交通路及び幹線道路を主要防災道路と位置づけ、所有する道路の維持保全に努めるとともに防災機能の強化を推進する。尚、主要防災道路の選定は、災害応急対策を実施する際に有効かつ効果的で多重性、代替性を考慮して緊急ネットワークを考慮し行う。

資料31「市域主要防災道路一覧表」 (資料P.資58)

イ 計画道路の整備

主要防災道路と多重ネットワークする都市計画道路の整備を推進する。

資料32「都市計画道路一覧表」 (資料P.資61)

ウ 避難路として整備

大震火災を想定した住民の避難行動を基に避難路の選定を行い、避難路としての機能確保並びに避難行動の阻害要因等の除去など必要な道路環境整備を推進する。

エ 道路環境の整備

避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

地震等突発的に発生する災害時において、輸送路、避難路を確保できるよう、平常時における違法駐車、違法駐輪、違法看板等を取り締まる。

ブロック塀、落下物等の危険要因の除去に努める。

3 市街地緑化の推進

公園緑地等の整備と共に生産緑地や樹林地等の貴重な緑地の保全と河川・道路等の公共施設や民有地の緑化推進等、緑の保全・創出のための施策を「高石市みどりの基本計画」

に基づき総合的に推進し、緑とオープンスペースによる防災ネットワークの形成を図る。

4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災上重要な役割を担っており、適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

市、府及び近畿地方整備局は、公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

- (1) 避難地又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置
- (2) 耐震強化岸壁等の災害時における緊急海上輸送基地の整備推進

第3 木造密集市街地の整備促進

市は、防災性向上を図るべき木造密集市街地において、「災害に強いすまいとまちづくり計画」（「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」の指定、「木造密集市街地における防災向上ガイドライン」等を踏まえた整備計画等）に基づき、下記の諸施策を重層的に実施し、建物不燃化・耐震化促進と住宅・住環境や都市基盤施設の総合的整備を図る。

1 各種規制・誘導

- (1) 防火地域等の指定
- (2) 特定賃貸住宅建設融資等の助成
- (3) 耐震改修促進計画による耐震診断等の推進

2 各種事業の推進

- (1) 住宅市街地総合整備事業
- (2) 土地区画整理事業
- (3) 住宅地区改良事業
- (4) 市街地再開発事業
- (5) 街路事業
- (6) 道路事業
- (7) 公園事業 等

第4 土木構造物の耐震対策の推進

土木構造物の管理者は、地震発生時における市街地の安全及び各構造物の持つ機能を確保す

るため、自らが管理する道路、河川施設等の構造物について耐震対策に努める。

1 道路・橋りょう等の安全確保

道路は人や物資を輸送する交通機能だけでなく、災害時には避難、救援・救護、消防活動等の動脈として、また火災延焼を防止する防災空間として多様な機能を有している。このため、道路整備にあたっては、安全性、快適性及び災害時にその機能を十分に活用できるよう配慮し、幹線道路及び生活道路の新設、改良等を進めるとともに、沿道の環境との調和及び火災の延焼防止のため、緑化等の質的向上を図る。

(1) 道路の防災補修

道路の法面及び路体等の調査を行い、道路の補修が必要な箇所については、その対策工事の推進に努める。

(2) 橋りょう等の補修

橋りょう等の耐震性の向上を図るため、定期的に地震に対する安全性について点検し、必要があれば橋りょうの耐震基準「道路橋示方書・同解説 耐震設計編」（平成8年12月改訂）の落橋防止システムにより補修等対策に努める。

2 河川・水路の安全確保

河川・水路の決壊等による水害を防止するため、堤体、護岸などの河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じ、耐震性の向上に努める。

3 鉄道施設の安全確保

事業者は、脱線等による災害の未然防止を図るため、鉄道施設について、耐震性の向上に努める。

4 港湾・海岸施設の安全確保

被災時の物資輸送を円滑に行うため、港湾施設の耐震性の確保に努める。また、高潮対策として海岸保全施設を調査し、危険箇所には、必要な対策を講じ、耐震性の向上に努める。

第5 ライフライン施設災害予防対策

ライフラインに関わる事業者は、それぞれの事業計画により耐震性、耐火性、耐浸水性の強化を中心として、災害に強い施設の整備を進める。

1 上水道施設

上水道施設の耐震化や老朽化施設の整備及び改良を推進するとともに、施設の常時監視及び点検を強化し、保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限度にとどめる。

(1) 配水施設

ア 配水池の耐震補強を行うとともに、市民に水を供給できる機能を保持させるために、配水場の配水池等に緊急遮断弁を設置する。

イ 配水幹線管の耐震化や、老朽管などの敷設替えを重点的に行い、耐震管路網を整備す

る。

2 下水道施設

ポンプ場、処理場、幹線管渠等の主要構造物は、地震、風水害等の災害に耐えられる構造にするとともに、管渠の点検を行い、現状を把握し、不良部分については清掃、浚渫、補修及び改良に努め、地震及び風水害による被害を最小限度にとどめる。

(1) 処理施設

電気設備、機械設備等施設全般の保守点検を行い、機械設備の耐用年数及び老朽度を考慮する。建設構造物は改築・更新時に耐震診断を行い、必要に応じて補強等の対策を講じる。

(2) 管路施設

定期的なパトロールを実施するなど、常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、接合不良、不等沈下又は損傷が発生している管渠の補修及び布設替えを行う。

今後布設する幹線は耐震設計を行う。既設下水管については、改築・更新時等に必要に応じて耐震補強の対策を講じる。

3 電力施設

電力施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検及び測定等を実施する。さらに、地震発生時等の被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講ずる。

(1) 施設の耐震性の強化等

ア 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ 送電設備

架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路

終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を配慮した設計とする。

ウ 配電設備

架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を配慮した設計とする。

(2) 電力施設予防点検

電力設備技術基準に適合するよう定期的に電気工作物の巡視、点検（災害発生の恐れがある場合には特別巡視点検）等を実施するほか、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

4 ガス施設

ガス施設の耐災害性の強化及び地震や風水害等による被害の軽減のための施策を実施し、ガスの流出防止と近隣住民への災害防止に努める。

(1) 防災体制

製造施設、供給施設において保安規程に基づき、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) ガス製造施設

新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設の設備については耐震性を維持するため設備の重要度に応じて点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

(3) ガス供給設備

ア 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替え・補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 二次災害の発生を防止するために、感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。

ウ 地震発生時の二次災害防止のために、基準以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。

(4) その他設備

ア 災害発生時において速やかに状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

地震計 ガス漏れ警報設備 圧力計・流量計

イ 災害時の情報連絡、指令等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信施設などの連絡通信設備を設置する。

ウ 早急に復旧もしくは応急措置ができるよう緊急資機材を保有し、その点検整備を行う。

5 通信施設

災害時においては、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、特に通信の果たす役割は非常に大きい。このため災害による通信の途絶を防止するため、通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

(1) 通信設備等の高信頼化

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波の恐れがある地域にある通信設備等について耐水構造化を

行う。

イ 暴風の恐れがある地域にある通信設備等について耐風構造化を行う。

ウ 地震又は火災に備えて、主要な通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置とする。

ウ 主要な通信設備について、必要な予備電源を設置する。

エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 通信システムに関するデータベース等の防災化

通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び網装置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝等の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を進める。

収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

(1) 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

(2) 電線共同溝(C・C・BOX)は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

第6 市の施設

市の施設については、防災の観点から次の事項について留意する。

1 施設利用者の安全確保

火災、地震等の発生時の「施設利用者の安全」を第一に考え、施設利用者の安全確保のために必要な規定及び体制を整備する。

2 体制の整備

非常時における各職員及び施設利用者の役割及び行動について、各施設の内容に応じた実践的な想定を踏まえ、職員及び利用者に対する定期的な訓練の実施を推進する。

3 防災点検の実施

危険物等の引火性物資の安全管理、施設建物及び壁・塀等の耐震・耐火性能の調査・補強、防災設備の作動点検等を行い、平常時から危険排除に努める。

4 施設の整備

市の施設は、地震等の災害時において、利用者及び職員の安全を確保するため、耐震性能の確保を図る。特に市立小・中学校の施設については、児童・生徒の安全確保はもちろん、避難所としての機能を踏まえた整備に努める。

第2節 建築物の安全化

市は、災害による建築物の倒壊や火災による被害を防止するため、建築物の耐震性能の向上、防火・避難対策の推進などで建築物の安全化を促進する。

第1 既存建築物の防災対策の促進

市は、「高石市既存建築物耐震改修促進計画」を定め、昭和56年新耐震基準（建築基準法）が施行されるまでに建てられた建築物を重点に耐震診断及び耐震改修の促進に努めるとともに、消防組合と連携しながら、特定建築物（一定規模以上の病院、百貨店等おもに不特定多数の人が利用する建築物）や防火・避難の確保について緊急性を有する建築物を重点に防火・避難対策の向上を図る。

1 耐震対策の促進

(1) 市有建築物

ア 市（各施設管理者）は、その管理する市有建築物について、防災上の重要度に応じた分類により、順次耐震診断を実施し、その結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し耐震対策を計画的に実施する。

イ 市は、市有建築物の建設にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。

(2) 民間建築物

ア 特定建築物等の所有者への耐震診断及び耐震改修の啓発に努める。

イ 昭和56年新耐震基準（建築基準法）が施行されるまでに建てられた建築物を重点的に耐震診断への助成に努める。

第2 文化財

市及び関係機関は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災設備等の整備を図る。

1 住民、文化財の所有者又は管理者等に対する防災意識の普及と啓発

2 予防体制の確立及び防災設備の整備

(1) 初期消火の確立及び地域住民との連携

(2) 消防用設備等の設置促進及び点検管理の指導

(3) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震化促進の指導

第3節 東南海・南海地震による津波被害防止対策の推進

第1 津波ハザードマップの作成

今世紀前半に発生が危惧されている東南海・南海地震が発生した場合、紀伊半島及び四国沿岸地域に大津波が来襲し、その進入域は大阪湾にも達することが予想されている。府では、平成15年度に詳細な津波シミュレーションを実施し、府浸水想定区域図を作成している。この府浸水想定区域図を用いて、高石市津波ハザードマップを作成し、市民の円滑な避難をはじめとする避難計画の策定及び防災意識の高揚等を図る。

第2 水防関係機関

府、泉州水防事務組合及び市の水防関係機関は水門及び防潮扉等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法について定めるものとする。

第3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、東南海・南海地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、次の事項について別に定めるものとする。

- 1 防潮堤、堤防、水門及び防潮扉等の点検方針、計画
- 2 防潮堤、堤防、水門等の自動化、遠隔監視操作化及び補強等が必要な施設整備等の方針・計画

また、内水排除施設等について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

第4節 水害予防対策の推進

河川、水路、港湾、海岸及びため池における洪水や高潮等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。また、国や大阪府によって浸水想定区域の指定があった場合は、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を記載したハザードマップの作成等を行い、住民周知に努める。

第1 河川の改修

1 府管理河川

大阪府知事は、市内では二級河川芦田川・王子川を管理している。

府では、100年に一度発生する可能性のある降雨（1時間雨量80ミリ程度）に対応できるよう計画的に河川改修などを行っている。

(1) 芦田川水系の整備

和泉市小野町の段丘を源とする芦田川は、堺市の南部を経て本市を西流し、大阪湾に注ぐ約5kmの河川である。流域の約70%が市街化区域のため都市化が進むにつれ、流域の保水能力の低下、流出時間の短縮による流出量の増大を招き、たびたび浸水の被害を受けてきた。

特に、昭和57年8月3日の集中豪雨では、流域内で浸水面積98ha、浸水家屋2,000戸という大きな被害を受けた。

この被害を契機に府は、昭和59年4月に河口から府道堺阪南線までの区間を高潮対策事業で、その上流区間の南海本線ショートカット分流点までを小規模河川改修事業として河川改修を進め、平成6年3月に完了した。

また、平成8年4月には、2級河川の指定区間が、ショートカット分流点から国道26号まで約1.4km延伸された。

現在、府市共同で河川の改修事業を進めるとともに、洪水流出を抑制するため流域内に東羽衣調節池を設置し、総合的な治水手法をもって対策を講じている。さらに良好な水辺空間の形成を治水対策の一環として河川改修事業の中に取り入れ、本市の街づくりと一体となった、ふるさとの川づくりを進めている。

(2) 王子川水系の整備

王子川は、信太山丘陵地の市街化等、上流部の開発、都市化の進展につれ、流域の保水能力の低下、流出時間の短縮等により度々浸水の被害を受けてきた。

このため、河川改修、水路の整備など各種の浸水対策を推進し、特に下流地域の浸水対策として昭和44年に、王子川都市水路の整備に着手し、14年の歳月をかけ昭和57年に完成し、これらの対策により王子川水系による浸水被害は、激減した。

今後においても、必要に応じ水害予防対策を推進する。

2 市管理河川

準用河川、普通河川を管理しており、各河川の改修計画に基づいた降雨に対応できるよう

整備を進め、治水機能を確保する。

第2 高潮対策

1 護岸の整備

市の海岸線は堺泉北臨海工業地帯の造成などにより一変し複雑となったが、海岸線の予防対策として防潮堤を設置し、高潮等に備えている。

現在、防潮堤は、伊勢湾台風級の超大型台風による高潮に十分対処できるよう、海岸管理者である大阪府において整備を行っている。また、背後市街地の豪雨時の内水排除はポンプで行い、安全を図っている。

2 水門・樋門等の点検

市内には、2箇所の水門と樋門・鉄扉等があり、施設管理者は内外水位の調整を図って市内を防護するとともに、これら施設の機能を維持するため定期的に点検して現況を把握し、高潮等の対策に万全を期す。

また水門の操作については高潮予警報の発令時に指示し実施する。

第3 津波対策

国の中央防災会議に設置されている「東南海・南海地震等に関する専門調査会」の審議結果を踏まえながら、大阪府及び府内関係市町で構成する「東南海・南海地震対策沿岸12市町連絡会」と連携し、津波ハザードマップの作成等を実施する。

また、東南海・南海地震などが発生し、大阪管区気象台から津波予報（津波警報または津波注意報）が発表されたときは、水門・樋門等の操作員は参集のための指令が発令されたものとして、自主参集するとともに、迅速かつ的確な施設の操作に努めるものとする。

第4 下水道の整備

公共下水道施設の整備には、大きく分けて汚水整備と雨水整備がある。

汚水整備に関しては、高石市の行政区域面積1,135haに対して、下水道必要整備面積が662haあり（泉北環境整備施設組合の整備面積を含む。臨海工業地帯を除く。）、そのうち平成16年度末の整備面積は509haで、下水道整備率は76.9%となっている。（平成17年3月末現在）

雨水整備に関しては、昭和40年代半ば以降の宅地開発の進行、土地利用の高度化が、緑地、空地を減少させ、その結果、雨水の流出量が増加して新たな浸水被害が生じるようになった。このことから、ポンプ場の整備ならびにバイパス幹線を位置付けた。さらには、雨水調整池を追加して浸水被害の早期解消のためのより効率的な事業の執行を目指している。

1 公共下水道における雨水整備

公共下水道計画では、管渠、ポンプ場の整備に際しては、10年に一度の降雨（1時間雨量50ミリ程度）に対応できることを目標に整備を進めていく。

また、下水道管渠により自然放流できない低地帯においては、管渠の整備に併せてポンプ場を整備しながら浸水対策を行い、雨水対策用としてポンプ場の整備を行う。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、大阪府の指導のもとに自主保安体制の強化並びに関係法規に基づく適切な保安確保措置を講ずるよう、保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織等の育成・充実、防災思想の普及啓発の徹底を図る。

第1 危険物災害予防対策

消防機関は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

1 保安教育の実施

危険物取扱事業所における保安管理の向上を図るため、危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、講習会、研修会などの保安教育及び消火、通報及び避難などの訓練を実施する。

2 危険物施設の災害防止対策の推進

- (1) 危険物施設の所有者は、当該施設の構造、設備の耐震化及び安全性の向上を図る。
- (2) 危険物の貯蔵、取扱の実態等に応じた消防資機材の整備充実を図るとともに、新たな危険物の出現等に対応した消火薬剤等の化学消防資機材の充実を図る。

資料25「危険物施設一覧表」

(資料P.資50)

3 保安確保等の充実

消防法をはじめ関係法令に基づき立入検査等を実施し、法令上の技術基準への適合についての指導を行う。

- (1) 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理及び施設の老朽化対策に関すること。
- (2) 危険物の貯蔵、取扱等の安全管理に関すること。
- (3) 危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員の業務遂行に関すること。

4 危険物等の輸送災害の予防対策

危険物、高圧ガス等を運搬、移送する場合は、転倒・転落防止、標識等の表示、消火器等の備付けなど種々の規制を遵守させる。

5 自衛消防組織等の充実

- (1) 自衛消防隊の組織化を推進し、危険物災害の予防と災害発生時の防ぎょ活動の円滑化を図ることにより危険物災害を防除する。
- (2) 危険物施設の所有者は、隣接する事業所間の相互応援体制を確立し、効率的な自衛消防力を確保する。

6 防災思想の普及啓発

危険物安全月間等、各種行事及び危険物査察等を通じ防災思想の普及啓発に努める。

第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

府は、高圧ガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため立ち入り検査を実施するとともに、市及び関係機関は、近畿経済産業局並びに府が行う保安意識の啓発、規制の強化、自主保安体制の整備促進等の災害防止対策に協力する。

第3 毒物劇物等災害予防対策

毒物及び劇物取締法に基づく製造所等に関する規制事務は、府により実施され安全対策が図られている。市は防災関係機関や府及び事業者との協力、連携を図り、より一層の安全化の推進に努める。

府は、災害時において、毒物劇物による危害を防止するため毒物劇物営業者及び毒物劇物を業務上使用する者に対し、製造、販売、使用のあらゆる段階において、次のとおり規制、指導を行い災害防止対策を講じる。また、アスベスト等の人体に有害な物質をはじめ、バイオテクノロジーによる取扱品等についても、災害防止のため必要な措置を講じる。

- 1 毒物劇物営業者及び取扱責任者に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- 2 毒物、劇物によって市民の生命及び保健衛生上に危害を生じる恐れがあるときは、営業者及び毒物劇物取扱責任者に対し、保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに災害防止のため応急措置を講じるよう指導する。また、届出に基づく関係機関との連絡を強化し、防災上適切な措置が講じられるよう指導する。
- 3 毒物劇物を大量に使用する業態の現況の把握に努め、これらに対する指導体制の確立に努める。
- 4 営業者等に対し立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を実施する。
- 5 毒物劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物、酸類等を大量に使用する業態及び特定毒物劇物使用者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

第4 放射線災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、放射線災害を防止するため次の措置を講じる。

1 設置者等の責務

放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）の予防、応急、事後の各対策について、他の法令等によるべき旨のない範囲では、本計画に準じて必要な対策を講じる。

なお、放射性同位元素取扱事業者は、放射性同位元素等の使用、貯蔵、廃棄、輸送等に関して、関係省庁等への許可、届出が義務付けられており、常に関係法令の定める基準に適合

するよう維持管理するとともに、放射線障害予防規定等の整備、保安組織の確立、従業員等の教育訓練の励行等に努め、放射線災害の防止に万全の措置を講じなければならない。

2 防災関係機関の対応

防災関係機関は、放射線防災業務に携わる者に対する教育訓練の実施等、災害防止対策を推進する。

また、放射性同位元素を業務として貯蔵し、又は取り扱おうとする者に届出をさせるとともに、放射線施設の災害等の発生時における消防活動等を円滑に実施するため、常に放射性同位元素取扱施設の状況を把握し、災害活動に必要な資機材の整備を図るとともに災害防御訓練に努める。

第5 危険物等の輸送災害の予防対策

危険物、高圧ガス等を運搬、移送する場合は、転倒・転落防止、標識等の表示、消火器等の備え付けなど種々の規制を遵守させる。

第6 危険物積載船舶等災害予防対策

防災関係機関等は、船舶火災、タンカー事故、油の流出及び油流出に係る海面火災等、港湾での災害を防止するため、次の措置を実施する。

1 特定事業者の予防対策

危険物等積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指示に従うとともに、荷役作業に当たっては、陸側と海側との間で緊密な連携を図り、災害の未然防止に努める。

- (1) タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材の配備を完全に行うとともに、監視体制を強化し、油流出災害の防止に努める。
- (2) 危険物等を積載した巨大船の着棧に際しては、警戒船を配備し、接近する船舶を監視するとともに、火災、爆発の防止、流出油の早期発見、早期処理に努める。

2 防災関係機関の予防対策

堺海上保安署は、府、市及び消防機関等と連携して次の措置を講ずる。

(1) 規制

- ア 危険物等積載船舶に対する停泊場所の規制
- イ 危険物等の荷役、運搬の規制
- ウ 危険物等荷役の立ち会い

なお、必要と判断される場合は、船舶交通の制限又は禁止を行う。

火薬類の大量荷役

核分裂性物質等の荷役

タンカーによる引火性危険物の大量荷役

その他特に必要があると認められる場合

- エ 引火性危険物等積載タンカーへの他船の接近、接舷の制限
- オ 荒天時における港内交通の制限及び避難の勧告
- カ 巡視船艇による航路の誘導、警戒
- キ 危険物棧橋等の工作物設置に際してあらかじめ検討、協議のうえ許可

(2) 指導

- ア 荷役船舶点検指導
- イ 危険物等専用岸壁、専用棧橋の点検指導
- ウ 海上防災訓練及び海上防災講習会の実施
- エ タンカーの船長及び乗務員に対する指導
 - 海上衝突予防法、港則法及び海上交通安全法等の諸法規の遵守
 - 走錨の防止及び係留索の保守
 - 接岸作業及び荷役作業中における保安要員の配置
 - 各作業責任の明確化及び漏出油の予防と火気取締りの徹底
 - 船内における防災用資機材の整備充実
 - 航法、操船の指導
- オ 貯油施設等を有する企業に対する指導
 - 防災資機材の備蓄及び保安施設の拡充
 - タンカーの係船設備及び荷役設備の整備充実
 - 従業員の教育及び訓練の実施
 - 関係企業間における共同防災体制の整備

(3) 予防活動

- ア 大阪湾・播磨灘排出油防除協議会構成員の出動の調整
- イ 災害対策に関する関係機関の連絡調整

第2章

災害応急対策・復旧対策への備え

第 1 節 総合的防災体制の整備

市及び防災関係機関は、自らの組織動員態勢及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施を通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

第 1 中枢組織体制の整備

1 市の組織体制の整備

市域において迅速な防災対策を実施し、総合的な防災体制を推進するため組織体制の整備・充実を図る。

(1) 高石市防災会議

高石市防災会議は、本市域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため設置する。

市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

市の区域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

資料 1 「高石市防災会議条例」 (資料 P. 資 1)

資料 2 「高石市防災会議委員名簿」 (資料 P. 資 3)

資料 3 「高石市防災会議運営要綱」 (資料 P. 資 5)

(2) 高石市地域防災計画策定推進会議

市の防災対策を総合的且つ計画的に推進するため設置する。

(組織)

議 長	助役
副 議 長	収入役、教育長
委 員	総務部長、政策推進部長、保健福祉部長、土木部長、教育部長、議会事務局長

(所掌事務)

防災に関する総合的調整

地域防災計画の策定、推進に関すること

(3) 高石市災害対策指令部

高石市災害対策指令部は、災害警戒本部及び災害対策本部を設置する前又は、設置するに至らない災害において、災害応急対策の検討を行うために設置する。

(組織)

指 令 部 長	総務部長
指令副部長	環境保全課長
指 令 部 員	庶務課長、人事課長、秘書課長、市民課長、土木公園課長、下水道課長

(所掌事務)

(4) 高石市災害警戒本部

高石市災害警戒本部は、災害対策本部を設置する前又は設置に至らない災害並びに市域に震度4の地震が発生したときにおいて、緊急に実施を必要とする災害応急対策、情報の収集、伝達、職員の配備体制、災害対策本部の必要性の判断等を行うために設置する。

(組織)

警戒本部長	助役
警戒本部長付	収入役、教育長
警戒副本部長	総務部長
警戒本部員	政策推進部長、保健福祉部長、土木部長、教育部長、議会事務局長

(所掌事務)

災害応急対策 地震編 第1章 第1節 第2 災害警戒本部 参照

(5) 高石市災害対策本部

市長は、市域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、防災の推進を図る必要がある以下の場合に設置する。

市域において震度5弱以上の地震が発生したとき。

市域に災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を要する被害が発生したとき。
大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき。

その他、市長が必要と認めたとき。

(組織)

災对本部長	市長
災対副本部長	助役、収入役、教育長
災对本部員	総務部長、政策推進部長、保健福祉部長、土木部長、教育部長、議会事務局長

(所掌事務)

災害応急対策 地震編 第1章 第1節 第3 災害対策本部 参照

資料4「高石市災害対策本部条例」 (資料P.資6)

資料5「高石市災害対策本部事務分掌」 (資料P.資7)

2 市の動員体制の整備

市は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制を次のように定める。

資料6「配備体制別職員動員計画表」 (資料P.資10)

(1) 職員の配備基準

下記基準により、本部長は各部長に指令を行う。

本部設置前の体制

指令	配備時期	配備態勢	人員	
警戒配備	第1号	1. 災害発生のおそれがある気象予警報等により通信活動の必要があるとき 2. 市域に震度3の地震が発生したとき	1. 通信情報活動を実施する態勢 2. 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる態勢とする。	防災関係職員の約 1/2
	第2号	1. 災害発生のおそれがあるが時間、規模等の推測が困難なとき 2. 「津波予報区：大阪府」の津波警報が発表されたとき	1. 災害の発生を防御するため通信情報活動を実施し、物資、資機材の点検整備及び災害に対する警戒を行う。 2. 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる態勢とする。	防災担当職員全員

本部設置時の体制

指令	配備時期	配備態勢	人員	
非常配備	第1号	1. 小規模な災害が発生したとき又は、発生のおそれがあるとき 2. 市域に震度4の地震が発生したとき	1. 突発的災害に対し小規模な応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる態勢とする。 2. 事態の推移に伴い、速やかに非常配備第2号体制に移行しうる態勢とする。	職員の約 1/4
	第2号	・ 中規模の災害が発生したとき又は、発生するおそれがあるとき	1. 数地域についての救助・救援活動を行い又、その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる態勢とする。 2. 事態の推移に伴い、速やかに非常配備第3号体制に移行しうる態勢とする。	職員の約 1/2
	第3号	1. 大規模な災害が発生したとき又は、発生するおそれがあるとき 2. 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき 3. その他必要により市長が当該配備を指令するとき	・ 市の全力を挙げて災害応急対策等を実施する態勢とする。	全職員

(2) 主要防災関係職員への早期情報伝達

主要防災関係職員に対する情報伝達の迅速化を図るため、これら職員の携帯電話への情報伝達体制の整備を図る。

3 防災関係機関の体制整備

市の区域を所管する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関は、法令、防災基本計画、防災業務計画、大阪府地域防災計画及び高石市地

域防災計画の定めるところにより、災害の予防対策の的確かつ円滑な実施のため必要な組織を整備する。

第2 防災中枢機能等の確保、充実

市は、発災時に速やかな体制をとれるよう、防災中枢機能等の確保、充実を図る。

1 防災中枢施設等の整備

市の防災中枢拠点である市役所及び高石消防署は、中枢拠点機能を整備、拡充する。

また、災害対策本部室等の防災中枢施設を整備するよう努めるとともに、当該室が損壊した場合の代替施設を選定するなどのバックアップ対策などに努める。

2 災害対策本部等用備蓄

市は、災害対策本部等の機能を確保するため、仮眠スペース、飲料水、食料等を庁舎内に整備・備蓄する。

第3 防災拠点の整備

市は、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、防災拠点を計画的に整備する。

1 地域防災拠点の整備

(1) 施設整備

地域防災拠点は、応援部隊の受入れ及び活動拠点となることから、次の施設を地域防災拠点として整備を推進する。

鴨公園

新公園

(2) 運用体制の整備

地域防災拠点が、災害時に適切かつ効果的に機能するようあらかじめ施設管理者と協議し管理運営等の体制整備を行う。

2 地区防災拠点の整備

各小学校を地区防災拠点として整備する。

(1) 機能整備

地区防災拠点は、周辺の不燃化促進と安全性の向上を図るとともに、次の対策を推進する。

ア 物資、資機材等の備蓄

イ 消防水利の整備

ウ 情報通信システムの整備

エ 地下水を利用した給水施設の整備

オ 雨水等の貯水施設の整備

カ 自家発電施設の整備

キ 厨房施設等の整備

(2) 運用体制の整備

地域住民等自らが災害対策を推進する場となることから、自主防災組織等と連携し、運営管理等の体制整備を推進する。

3 輸送拠点の整備

陸上輸送基地等の輸送拠点の機能整備に努める。

資料9「市の防災拠点等一覧表」

(資料P.資15)

第4 装備資機材等の備蓄

市は、応急対策、二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材の育成、確保及び装備、資機材等の確保に努める。

1 資機材等の備蓄

装備、資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材等の確保体制の整備に努める。

備蓄品の現況

資料41-3「防災資機材等保有及び配備一覧表」 (資料P.資87)

資料41-4「水防用資機材保有及び配備一覧表」 (資料P.資88)

2 資機材等の点検

備蓄、保有する装備、資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期するものとする。

3 人材の育成

職員の危機意識の徹底を図り、また災害時に迅速な対応と判断力を養い、円滑な防災活動の実施を期するため防災教育を実施する等人材の育成に努める。

第5 相互応援体制の整備

大規模災害時の防災活動を適切に実施するため、広域的な視点から相互応援体制を整備し防災体制の確立を図る。

1 自治体相互の応援体制の整備

緊急物資、人材や情報交換など、相互応援体制の整備を推進する。

2 緊急消防援助隊等の大規模消防応援部隊との連携・受入れ体制の整備

大規模災害時における消防活動を実施するため設置されている緊急消防援助隊等の大規模消防応援部隊との連携並びに受入れ体制の整備を図る。

3 その他関係団体との相互応援体制の整備、強化

大規模災害に対応するため、関係団体との積極的な相互応援体制の整備を推進する。

第6 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、各種災害に関する訓練を実施する。実施にあたっては、実践的な内容とするとともに、事後評価を行い、必要に応じて体制等の改善を図る。

1 総合訓練（3年に一度）

防災関係機関及び住民の協力を得て、協力体制の確立及び応急対策活動を円滑に実施するため、組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等の総合的訓練を実施する。

2 市及び防災関係機関が個別に実施する訓練

(1) 消防訓練

現有消防力の合理的運用及び的確な消防活動に万全を期するため、消防技術の徹底及び習熟を目的とした訓練を行う。また、広域災害に対応するため、大阪府下消防機関をはじめ近隣府県並びに全国消防機関との合同訓練に参画する。

(2) 水防訓練

水防活動の完全な習熟を目的とした、泉州水防事務組合が定める水防計画記載の訓練を行う。

(3) その他の訓練

災害時における職員の迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模地震の発生等を想定した次のような訓練を適宜実施する。

ア 情報収集・伝達訓練

防災行政無線等を使用し、通信途絶時の情報収集・伝達を確実に出来るよう実施する。

イ 非常参集訓練

夜間休日等において職員の動員、配備を迅速かつ確実にを行うため実施する。

ウ 避難救助訓練

避難救助訓練は、住民の協力を得て迅速に行われるよう誘導、指示、勧告等について行う。更に自力避難不可能な孤立者、負傷者、災害時要援護者等の救助等についても訓練を行う。

エ 図上訓練

想定した災害の被害への対応を検討するとともに、組織動員体制、災害予防対策及び災害応急対策を検証するため訓練を行う。

オ その他

3 市民、事業所等の訓練

自主防災組織及び自治会、事業所は、災害時の自主的な防災行動力を高め、また、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、次に掲げる項目を参考に、防災訓練を実施する。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 初期消火訓練
- (4) 救出・救護訓練
- (5) 炊出し訓練等

4 児童・生徒等の防災訓練

各学校は、災害を想定した避難訓練を適宜実施し、児童・生徒の避難行動、教職員による誘導・防災活動等の習熟に努める。

5 東南海・南海地震を想定した防災訓練

市及び防災関係機関は、東南海・南海地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を実施する。

〔内容〕

- (1) 津波警報等の情報収集・伝達訓練
- (2) 参集訓練及び本部運営訓練
- (3) 水門等の操作訓練

第7 人材の教育

市及び防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育を充実する。

1 職員に対する防災教育

市は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、連携して職員に対し防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

ア 防災関係職員

複雑化する災害の態様に即応できるよう高度かつ専門的な教育訓練を実施する。

他の防災機関への研修派遣

消防庁、大阪府、人と防災未来センター等が実施する講習会、研修会等への参加
見学、現地調査等の実施

イ 一般職員

大阪府、高石市等が実施する講習会、研修会等への参加

見学、現地調査等の実施

防災活動マニュアル等の配付

(2) 教育の内容

高石市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
気象、水象、地象、その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識
並びに災害の種別ごとの特性
防災知識と技術
防災関係法令の適用
その他必要な事項

2 市民に対する防災教育

(1) 防災講演会の開催

自主防災組織、自治会、一般市民対象に防災講演会を開催する。

(2) 初等、中等教育における防災教育の推進

幼・小・中学校等の教育活動全体を通じて、防災に関する学習活動を進める。

第8 防災に関する調査研究の推進

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

第9 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、大規模災害時における自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

第2節 情報収集伝達体制の整備

市及び防災関係機関は、災害時の迅速な被害情報の収集及び相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報収集伝達体制を確立させておく。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の観測体制を整備する。

第1 無線通信施設の整備

市及び防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

(1) 高石市

ア 防災行政無線（固定系、移動系）デジタル波の整備充実

イ 固定無線アクセスや無線LAN等を効果的に結合させた電子データ情報通信用無線網の整備

(2) 堺市高石市消防組合

ア 消防無線の整備充実

(3) 警察署（大阪府警察）

ア 警察無線の整備充実

(4) 指定行政機関

ア 海上保安庁（第五管区海上保安本部）無線の整備充実

(5) 指定公共機関

ア 西日本電信電話株式会社等無線の整備充実
孤立防止用無線

イ 大阪ガス株式会社無線の整備充実

ウ 関西電力株式会社無線の整備充実

(6) 防災相互通信用無線の整備

市及び防災関係機関は、災害時に相互に通信できる防災相互通信用無線の整備及び増強を図る。

第2 情報収集伝達体制の強化

市及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集体制の強化に努める。

第3 災害広報体制の整備

市及び防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者への生活関連情報を伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

1 災害広報・広聴責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、広報・広聴担当課長もしくはこれの指名する職員があらかじめ災害広報・広聴責任者に選任される。なお、災害広報・広聴責任者は次の業務を行う。

- (1) 災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報の整理
- (2) 災害時要援護者に配慮した広報手段の確保
- (3) 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。

第4 観測体制の整備

災害を未然に防止し被害を最小限にとどめるため、気象、地象等の観測体制の整備・充実を図る。

1 震度計の活用

大阪府震度情報ネットワークシステムの計測情報により、常に震度の観測を行う。

2 雨量計の活用

市役所に設置している雨量計により、常に雨量の観測を行う。

3 テレメータシステムの活用

風水害等の自然災害を防ぐため、大阪府防災テレメータからの情報を活用して市内各所の雨量等を常時観測する体制を整備する。

第3節 火災予防対策の推進

消防組合は、市街地における火災の発生を防止するとともに、初期消火の徹底を図り、延焼の拡大を防止するため火災予防対策を推進する。

第1 市街地の火災予防

1 火災予防査察の充実

工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察等を実施し、火災発生危険箇所の点検や、消防用設備等の耐震性の強化等について改善指導する。

2 防火管理者の育成の推進

学校、病院、工場など多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者の養成を行い、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導育成する。

3 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

4 住民、事業所に対する指導、啓発

住民、事業所に対し、各種防火行事及び予防査察等を通じ、防火意識の普及啓発に努める。

5 高層建築物の火災予防指導

所有者等に対し、出火防止、火災拡大防止、避難、消防活動等に関する事項を定めた高層建築物の防災指導指針に基づく指導を推進する。

第4節 消火・救助・救急体制の整備

消防組合は、大規模災害などに備えて消防力の強化を図り、また応援体制の整備、関係機関との連携をもって消火、救助、救急体制の充実に努める。

第1 消防力の強化

1 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成17年消防庁告示第9号）に基づき消防署所を配置し、消防車両などの消防施設や情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など総合的消防力の充実に努める。

2 消防水利の確保

- (1) 「消防水利基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき消火栓等を配置する。
- (2) 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、消防水利の多様化を図る。
- (3) 遠距離大量送水システム等の消防水利を有効に活用するための消防施設、設備の整備に努める。

3 消防活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための諸体制の整備に努める。

- (1) 消防体制の充実
- (2) 情報伝達体制の整備充実
- (3) 消防職員の速やかな動員
- (4) 同時多発火災及び大規模火災の対応
- (5) 救助・救急資機材の強化
- (6) 救急隊員の活動強化
- (7) 消防水利の有効活用
- (8) 消防活動資機材等の備蓄と調達
- (9) 住民広報の徹底
- (10) 防災道路の確保、海路の確保、空路拠点の充実
- (11) 大規模消防応援部隊の受援体制の確立
- (12) 災害時要援護者への対応

4 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(1) 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進などにより、組織強化に努める。

(2) 消防施設、装備の強化

消防団詰所やポンプ器具庫の確保、消防車両・小型動力ポンプ、車載無線などの防災資機材の充実強化を図る。

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

資料18「組織機構図」	(資料P.資38)
資料19「職員の配置表」	(資料P.資39)
資料20「消防庁舎現況」	(資料P.資40)
資料21「各種車両配置表」	(資料P.資42)
資料22「特殊器具保有状況」	(資料P.資43)
資料23「消防通信指令総合システム」	(資料P.資44)
資料24「消防水利状況」	(資料P.資45)

第2 広域消防応援体制の整備

地震等大規模災害発生に備え、自治体相互の応援協定の締結を推進する。

第5節 災害時医療体制の整備

災害時の医療救護活動が迅速かつ適切に行えるよう、府及び医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。

第1 災害時医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が被災・混乱し、被災地の住民が医療の途を閉ざされた場合に、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

1 現地医療活動

市は、高石市医師会に所属する医師によりあらかじめ構成される高石市医療救護班により、応急救護所（災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所）及び医療救護所（災害発生直後から中長期にわたって、避難所等に併設される救護所）において、被災者の傷害程度に基づく治療の選択（トリアージ）や搬送前の応急処置、軽症者の治療を行う。

2 後方医療活動

救護所等で対応できない重症、重篤患者の二次、三次医療を提供するため、災害医療協力機関を中心に、次のとおり実施する。

- (1) 特定の医療機関に患者が集中しないよう、できるだけ多数の医療機関へ分散した搬送、治療を行う。
- (2) 医療機関を機能別、地域別に体制化し、重傷度、緊急度に応じた適切な患者の搬送、受入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

市は、大阪府及び高石市医師会と相互に連携し、災害時における医療活動が円滑に行えるよう医療機関の被害状況や空床状況を把握するとともに、大阪府が推進する広域災害・救急医療情報システムの有効活用を推進する。

1 連絡体制の整備

- (1) 市、府及び医療機関は、災害時の連絡、調整窓口や情報内容、情報収集提供方法、役割分担を定める。
- (2) 市は、各医療機関が有する情報収集伝達手段が麻痺した場合においても、医療機関の被害状況や医療情報が収集伝達できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

2 その他

市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段（災害時優先電話回線等）を確保する。

第3 現地医療体制の整備

市は、高石市医師会、府及び医療機関と連携し、災害発生時に通常の医療体制では対応できない多数の傷病者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に適切な現地医療活動が実施できるよう、現地医療体制を整備する。

1 高石市医療救護班の体制整備

市は、現地医療活動に従事する高石市医療救護班の編成・派遣方法について、高石市医師会及び地域の医療機関と連携しあらかじめ定める。

2 救護所等の設置体制

市は、高石市医師会及び地域の医療機関と協力し、救護所の開設手順や役割分担等の体制を整備する。

3 緊急医療班の受入れ体制の整備

市は、大阪府医療対策課への要請により派遣される他市等からの緊急医療班及び医療ボランティア等の受入れ体制について、あらかじめ整備する。

第4 後方医療体制の整備

市は、地域における災害医療の拠点となる医療機関との連携を図るとともに、他の医療機関についても災害時に連携が図られるよう協力体制の整備につとめ、後方医療体制を充実する。

1 災害拠点病院（地域災害医療センター）

市立堺病院

2 市町村災害医療センター

高石藤井病院、高石市立診療センター

3 災害医療協力病院

浜寺病院、高石病院、高石加茂病院

第5 医薬品等の備蓄及び確保

1 備蓄

市は、災害発生後3日程度の間が必要とする医薬品（包帯、消化鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の備蓄を進めるとともに、高石薬剤師会等の医療関係機関の協力を得て、医薬品及び医療用資器材の備蓄等の確保体制を整備する。なお、日本赤十字社大阪府支部は、輸血用血液の確保体制を整備する。

2 その他

1においてもなお医薬品等が不足する場合には、大阪府薬務課に要請する。

第6 患者等搬送体制の確立

市は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のための陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制を明確化する。

1 患者搬送

市は、大阪府及び災害医療機関と連携し、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、大阪府救急医療情報システムの受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を明確化する。

2 医療救護班の搬送

市をはじめとする医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を明確化する。

3 医薬品等物資の輸送

(1) 市

市は、医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

(2) 府、日本赤十字社大阪府支部

医薬品等の府外からの受入れ及び被災地への輸送手段の確保、輸送拠点の選定、輸送体制の確立等を行う。

第7 個別疾病対策

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じるため、特定診療災害医療センター等の関係機関との連携体制の整備をする。

第8 医療関係者に対する訓練等の実施

1 災害医療訓練の実施

各医療機関は、自ら実施する消防訓練等において、災害時を想定した訓練内容を加味して訓練を実施するように努める。

第6節 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助、救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

第1 陸上輸送体制の整備

1 緊急交通路の選定

市及び府は、府警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。

(1) 広域緊急交通路（府選定）

ア 府県間を連絡する主要な道路

イ 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上、海上、航空輸送基地などを連絡する主要な道路

ウ 各府民センタービル、市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路

資料29「広域緊急交通路」

（資料P.資57）

(2) 地域緊急交通路（市選定）

広域緊急交通路と市庁舎、災害用臨時ヘリポート、災害医療協力病院及び救援物資集積場所等を連絡する道路

資料30「市域緊急交通路及び拠点施設」

（資料P.資58）

2 災害時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行の支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

3 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

第2 航空輸送体制の整備

救援物資等の緊急受入れ及び搬出のため、災害用臨時ヘリポートを整備・指定する。

三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び救急活動にヘリコプターを有効活用するため、緊急離着陸場等を確保するよう努める。

第3 水上輸送体制の整備

港湾管理者及び漁港管理者は、必要な岸壁の耐震化を促進するとともに、災害時における物資の輸送並びに物資の受入れ等が有効に機能するように施設等の点検体制を整備する。

第4 救援物資集積場所の指定

災害時において物資の受入れ、一時保管及び市内各区域への配送を効果的に行うため、陸上及び海上ルートにおける救援物資集積場所を指定する。

第5 民間事業者との協力体制の整備

災害時の人員、応急資機材等の輸送等を迅速かつ効果的に行えるよう、民間事業者と緊急時の輸送協力体制について協定締結等その整備を行う。

第6 輸送手段の確保

防災関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備する。

1 車両、航空機、船舶などの把握

防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶などの配備や運用をあらかじめ計画する。

2 調達体制の整備

市は、大阪府と連携し、防災関係機関の輸送能力を補完するため、日本通運株式会社などの民間事業者との連携に努める。

第7 交通規制・管制の確保

1 府公安委員会

災害対策基本法50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があった場合、審査し、緊急通行車両と認められたときは、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

資料35 「緊急通行車両事前届出書等」 (資料P.68)

2 府警察

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

(1) 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

(2) 災害に強い交通安全施設の整備

ア 信号機電源付加装置(自動起動型)の整備

イ 災害時の信号制御システム等の整備

ウ 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

3 道路管理者

災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な対策を行う。

4 堺海上保安署

港内及び港の周辺海域における海上交通安全確保のため、必要な資機材、要員の確保に努める。

第7節 避難収容体制の整備

災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を選定し、住民に周知するとともに施設の整備に努める。

第1 避難地、避難路の選定

1 避難地

(1) 広域避難地

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所であって、概ね10ha以上の空地等に、想定される避難者1人あたり概ね1㎡以上の有効面積を確保できる場所とするが、土地利用の状況その他の事情を勘案して、避難上必要な機能を有すると判断できるものは選定できるものとする。本市の広域避難地は次のとおり。

鴨公園周辺、高南中学校周辺

(2) 一次避難地

火災発生時等に住民が一次的に避難できる概ね1ha以上の場所を一次避難地として選定する。

2 避難路

広域避難地へ通じる避難路を選定する。

(1) 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道

(2) 落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少ないこと。

(3) 浸水等により交通不能になるおそれがないこと。

資料27「広域避難地及び避難路」

（資料P.資55）

第2 避難地、避難路等の安全性の向上

1 広域避難地等

(1) 避難地誘導標識の設置

(2) 防災行政無線（同報系）屋外子局の増設など避難市民への情報伝達手段の整備

(3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

(4) 複数の進入口の整備

2 避難路等

(1) 避難路であることを示す標識の設置

(2) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

(3) 落下・倒壊物対策の推進

(4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第3 避難所の選定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失などにより、居住不可能になった場合や、危険が急迫し避難を必要とする住民を臨時に收容するため、避難所を選定、整備する。また広報紙、ホームページなどの手段により、住民に対し避難所の情報を周知する。

また、津波警報が発表された時は浸水範囲に想定されている地域に津波緊急避難所を開設し、津波ハザードマップ等で、住民に周知する。

1 避難所

市立の小・中学校のほか、公民館、福祉施設を中心として選定する。なお、指定管理者制度が導入された「公の施設」についても選定するものとする。その場合において、他の全体の施設管理者がいる場合には、その協力を求め開設するものとする。

台風の接近・通過等で少数の避難者が想定される場合は、第1次避難所7箇所、地震災害時は第1次避難所とともに第2次避難所12箇所の合計19箇所の避難所を開設する。その他、津波警報が発表された時は第1・2次避難所に加え、津波緊急避難所2箇所を開設する。（なお、津波警報が発表された時は浸水範囲に想定されている第1・2次避難所（7箇所）は津波緊急避難所として開設する。）

資料28「指定避難所等」

（資料P.資54）

2 避難所の整備

- (1) 市は、避難所の耐震化・不燃化の促進及び福祉仕様のトイレ設置をするなど災害時要援護者への配慮を図り、避難の実施に必要な施設等を整備する。その際、大阪府福祉のまちづくり条例や高石市福祉のまちづくり要綱等に基づいた整備・改善に努める。
- (2) 市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、要援護高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる福祉避難所の選定に努める。

<参考>

「大阪府地震被害想定調査結果」では、本市における避難所生活者は、上町断層系地震で最大9,170人が想定されている。

3 避難所の運営管理体制の整備

市は、避難所の開設基準、管理体制、指定管理者との連携、災害対策本部との連携、避難所ボランティア等の地元住民との協力体制を整備する。

- (1) 避難所は、高石市災害対策本部からの指示により、市民班が自主防災組織等の協力を得て開設する。
- (2) 市（災害対策本部等）と避難所の連絡、伝達等は、電話又は防災行政無線により行う。
- (3) 避難所の運営は、市民班、地域の自治会及び自主防災組織との連携により行う。
- (4) 市（総務部）は、避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなど、管理運営体制を整備する。

第4 避難誘導體制の整備

- (1) 地域特性を考慮した避難誘導體制を整備するとともに、災害時要援護者の誘導に配慮し、安全な避難が行えるよう消防団や自治会、自主防災組織などの地域住民と連携した体制づくりを推進する。
- (2) 市（総務部・保健福祉部）は、災害時における要援護高齢者・障害者等の安否確認について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ体制づくりを推進する。
- (3) 学校、社会福祉施設等の施設管理者は、災害時に施設内の利用者を安全に避難させるための体制づくりを推進する。

第5 応急危険度判定体制の整備

市は、府と連携し、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の2次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

市は、市職員に、府が主催する応急危険度判定講習会を受講させ、応急危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

市は、市職員に、府が主催する危険度判定講習会を受講させ、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

市は、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。

第6 応急仮設住宅等の事前準備

1 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

市は、あらかじめ、都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。

2 応急仮設住宅の調達体制等の確立

府は、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。また、災害時要援護者に配慮した住宅の仕様について検討する。

第 8 節 緊急物資確保体制の整備

災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により水、食料、生活必需品の確保が困難となった住民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。

第 1 給水体制の整備

市（土木部）は、災害発生後 3 日間は 1 日 1 人当たり 3 リットルの飲料水を供給することを目標とし、それ以降は順次供給量を増加できるよう府と相互に協力し、給水体制の整備に努める。

1 施設等の整備

- (1) 給水拠点の整備（緊急遮断弁及び緊急給水設備の設置）
- (2) 給水車等の配備、給水資機材の備蓄、体制の整備

2 規定等の整備

- (1) 応急給水マニュアルの整備
- (2) 相互応援体制の整備

大阪府と相互に協力して大阪府水道震災対策中央本部組織の整備を進め、迅速な給水活動等に必要な情報収集、総合調整、相互応援体制の確立に努める。また、その他自治体との応援体制の確立に努める。

- (3) 指定給水装置工事事業者等協力体制の整備

給水活動実施のため指定給水装置工事事業者等と災害時における協力体制の整備に努める。

第 2 食料・生活必需品の確保

市（総務部）は、府をはじめとする防災関係機関と協力して、食料、生活必需品の確保に努める。

1 府、市の備蓄等

(1) 重要物資の備蓄

ア アルファ化米、乾パンなど

府及び市は、それぞれ要給食者の 1 食分を備蓄する。

イ 高齢者用食、粉ミルク、哺乳瓶

府及び市は、それぞれ高齢者用食を 1 食分、粉ミルクを 1 日分以上、哺乳瓶は必要量を備蓄する。

ウ 毛布

市は、避難者のうち高齢者、年少者等配慮を要する者の必要量を備蓄する。府はそ

の他の避難者の必要量を備蓄する。

エ 衛生用品（おむつ、生理用品等）

府及び市は、それぞれ1日分を備蓄する。

オ 仮設トイレ

府及び市は、それぞれ必要量を、府は備蓄又は調達により、市は備蓄により確保する。

重要物資の備蓄目標

重要物資	基準	備蓄目標
アルファ化米、乾パン等	要給食者の1食分	9,170食
高齢者用食	高齢者用食の1食分 (人口比2%で算出)	183食
粉ミルク ほ乳ビン	避難所生活者数(乳児)の1日分以上 ほ乳ビンは必要量 (人口比1.5%、人口授乳率70%で算出)	96人/日 96本
毛布	避難者数のうち高齢者、年少者等配慮を要する者の必要量(人口比30%)	2,751枚
おむつ	避難所生活者数(乳児)の1日分以上 (人口比3%、1日5個で算出) 高齢者用にも配慮する	1,376個
生理用品	対象者の1日分 (乳児、高齢者を除く〔65%〕女性〔51%〕1日5個で算出)	15,199個
仮設トイレ	避難所生活者数100人に1基(ボックス型)	92個

備蓄品の現況

資料41-1「食料等保有及び配備一覧表」 (資料P.資85)

資料41-2「日常生活用品等保有及び配備一覧表」 (資料P.資86)

(2) その他の物資の確保

長期に渡る避難生活に必要な物資の確保体制をあらかじめ整備する。

ア 日用品セット(タオル、Tシャツ、石鹸、歯磨きセット、等)

イ 光熱用品(エルピーガス、エルピーガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)

ウ 精米、即席麺などの主食

エ 炊事道具・食器類(鍋、炊飯用具等)

オ 車いす等の福祉用具等

カ 棺桶、遺体袋など

(3) 備蓄、供給体制の整備

市は、府の広域防災拠点(南部)との連携を図りながら、速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努める。

ア 拠点備蓄倉庫、避難所備蓄倉庫の整備

イ 定期的な流通在庫量の調査

ウ 供給体制の整備

2 その他の防災関係機関

(1) 近畿農政局（大阪農政事務所）

玄米、乾パンの備蓄

(2) 近畿経済産業局

生活必需品等の調達体制の整備

(3) 日本赤十字社大阪府支部

毛布、日用品などの備蓄

第3 他自治体、事業所からの物資の調達

災害の規模に応じて必要な緊急物資は災害相互応援協定市に要請するとともに、事業所と災害時の緊急必要物資について調達体制の整備に努める。

第9節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努めるものとする。

第1 上水道

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 市（土木部）は、施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための体制を整備する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

2 災害対策用資機材の整備等

市（土木部）は応急復旧用資機材の整備及び調達体制の確保を行う。

3 防災訓練の実施

市（土木部）は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、市（総務部）などが計画する防災訓練に計画的に参加する。

4 府との協力体制の整備

市（土木部）は、迅速な復旧活動に必要な情報を収集するために大阪府水道震災対策部の一員として、府と互いに協力して活動する。

第2 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

市（土木部）は、被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を常に把握しておくとともに、施設管理図書を保存・整備する。

2 災害対策用資機材の整備

災害時に必要な復旧用資機材の確保に努める。

3 防災訓練の実施

市（土木部）は、情報収集連絡体制及び他市町村等との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、市（総務部）などが計画する防災訓練に計画的に参加する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・市町村間の協力応援体制を整備する。
- (2) 「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき、福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県の近畿2府7県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体との相互支援要請体制を整備する。

第3 電力(関西電力株式会社)

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (2) 対策要員の動員体制を整備する。
- (3) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス(大阪ガス株式会社)

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、市（総務部）などが計画する防災訓練に計画的に参加する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等）

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービ

スの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を、市（総務部）などが計画する防災訓練において計画的に実施する。

- (1) 災害予報及び警報の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 災害時における通信疎通確保
- (4) 各種災害対策機器の操作
- (5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (6) 消防及び水防
- (7) 避難及び救護

4 協力応援体制の整備

(1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

第6 住民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、需要家の意識の向上を図る。

1 上下水道

府及び市（土木部）は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。

2 電気・ガス

関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

3 通信

西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第10節 交通確保体制の整備

鉄道、道路、港湾、漁港施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、平常時から体制の整備に努める。

第1 鉄道施設

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員確保等の応急点検体制の整備に努める。

第2 道路施設

道路・橋りょう管理者は、道路・橋りょうの障害物除去のための道路啓開用資機材の確保に努める。

また、災害発生後直ちに道路・橋りょう施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員確保等の体制整備に努める。

第3 港湾施設、漁港施設

港湾及び漁港管理者は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための資機材を整備する。

また、災害発生後直ちに港湾施設及び漁港施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための、人員確保等の体制整備に努める。

第11節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は、府と協力し、地震防災対策特別措置法に基づき、府が作成する第2次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図る。

1 対象区域

市全域

2 計画の初年度

平成13年度

3 計画対象事業

- (1) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (2) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (3) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第3章

地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施などにより、住民の防災意識の高揚に努める。これらの実施にあたっては、災害時要援護者に配慮するとともに、地域において、災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

第1 防災知識の普及啓発

市及び防災関係機関は、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及啓発を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害の知識

- ア 災害の態様とその危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制とその講ずる措置
- ウ 災害発生回避のための行政、企業、市民それぞれの役割

(2) 災害への備え

- ア 2～3日分の飲料水、食料及び生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品の準備
- ウ 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- エ 避難地・避難路・避難所、家族との連絡方法等の確認
- オ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- カ 自主防災組織活動、防災訓練など防災活動への参加

(3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法、初期消火、救助、応急手当の方法
- イ 情報の入手方法
- ウ 地震発生時における自動車運転手が注意すべき事項
- エ 災害時要援護者への支援
- オ 初期消火、救出救護活動
- カ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- キ 避難生活に関する知識

2 普及啓発の方法

(1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ハザードマップを作成、活用するとともに、広報紙、ホームページなどを活用した普及啓発を実施する。

また、外国語版、点字版のパンフレットの作成や、字幕・手話通訳の挿入したビデオの活用等、外国人や視覚障害者・聴覚障害者等に配慮したきめ細かな啓発に努める。

(2) 地域活動等を通じた啓発

- ア 防災学識経験者や市民活動家などを講師に迎えた防災講演会等の開催
- イ 住民参加型防災訓練の実施

第2 学校における防災教育

1 学校における防災教育の実施

学校は、児童、生徒に対し、将来にわたる高い防災意識の基礎を築くため、防災教育を実施する。

(1) 災害の知識

- ア 災害の態様とその危険性

(2) 災害への備え

- ア 備蓄物資、非常持出品
- イ 家具類の固定等、家庭での安全対策
- ウ 避難地・避難路・避難所の確認
- エ 家族との連絡方法等の確認
- オ 防災訓練などへの参加

(3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法
- イ 情報の入手方法
- ウ 災害時要援護者への支援
- エ 災害ボランティア
- オ 地域防災コミュニティ活動

第3 東南海・南海地震防災対策に係る相談窓口の設置

市は、東南海・南海地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意するものとする。

第2節 自主防災体制の整備

市及び防災関係機関は、住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備に努める。

第1 自主防災組織の育成

地域におけるコミュニティ活動を通じて、地域住民の連帯感の醸成に努めるとともに、高石市連合自治会、高石市赤十字奉仕団等と連携し、防災意識の高揚、防災活動への取組を図り、自主防災組織の育成に努める。

1 活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災意識の普及啓発
- イ 災害時への備え（避難地及び避難路の把握、災害時要援護者の把握等）
- ウ 災害発生時の活動の習得（情報伝達、避難、初期消火、救急処置、炊き出しなど）

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、災害時要援護者への援助など）
- イ 救出救護（救助用資器材等を利用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 初期消火（消火器やバケツリレーによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の伝達、救援情報などの住民への周知など）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）

2 育成方法

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民に対する研修会等の実施
- (3) 防災リ-ダ-の育成
- (4) 防災資機材の備蓄・整備
- (5) 防災訓練の実施

第2 事業所による自主防災体制の整備

従業員、利用者の安全確保とともに地域への貢献という観点から、事業所に対して広報紙又は消防署による予防査察を通じて自主防災体制の整備について指導、助言又は啓発を行う。

1 指導、助言又は啓発の内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構え（社内報、掲示板の活用など）
- イ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備）

など)

ウ 災害発生時の活動の習得(情報伝達、避難、初期消火、救急処置など)

エ 地域活動への貢献(防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織等との協力)

(2) 災害時の活動

ア 避難誘導(安否確認、集団避難、災害時要援護者への援助など)

イ 救出救護(救助用資器材等を利用した救出、負傷者の救護など)

ウ 初期消火(消火器や屋外消火栓による消火など)

エ 情報伝達(地域内の被害情報や避難状況の伝達、救援情報などの周知など)

オ 地域活動への貢献(地域活動、防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など)

第3 救助活動の支援

市及び防災関係機関は、自主防災組織が実施する諸活動と連携した防災訓練の実施や救助・救急用資器材の整備等を行い、その活動を支援する。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

市は、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、高石市社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関とそれぞれ連携して、災害時に、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう環境の整備に努める。

1 受入れ窓口の整備

高石市社会福祉協議会は、市と連携し、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ、活動の調整を行うための窓口を設置し、運営する。

特に大規模災害が発生した時には、大阪府社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動を行おうとする者の受入れを行うと共に、救急救助、医療、介護等専門ボランティアの受入れ窓口の整備にも努める。

2 人材の育成

府は、大阪府社会福祉協議会、日本赤十字大阪府支部と相互に連携して、ボランティア活動リーダーの養成、ボランティア活動の諸調整を行うボランティアコーディネーターの養成を図る。

市及び高石市社会福祉協議会は、その研修会等の実施に協力する。

3 支援体制の整備

市は、災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点及び情報の提供など、ボランティア活動がしやすい環境づくり等の条件整備を図る。